

**俱知安町**  
**第6期障がい福祉計画・**  
**第2期障がい児福祉計画**  
**(令和3年度～令和5年度)**



**令和3年3月**  
**俱知安町**



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 計画の策定体制.....	3
6 障がいをめぐる制度改正等の状況.....	4
7 障がい福祉サービスの体系.....	5
第2章 障がい者等の状況.....	6
1 障がい者等の状況.....	6
2 障がい者等を取り巻く環境.....	14
第3章 前期計画の実施状況.....	15
1 令和2年度における数値目標の達成状況.....	15
2 障がい福祉サービスの提供実績.....	18
3 地域生活支援事業の提供実績.....	23
4 障がい児支援サービスの提供実績.....	26
5 前期計画のふりかえり.....	28
第4章 第6期計画の基本的な方向.....	29
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念.....	29
2 基本的な方向等.....	29
3 成果目標.....	32
第5章 第6期計画のサービスの見込量等.....	35
1 指定障害福祉サービス・児童福祉法に基づくサービスの体系.....	35
2 障がい福祉サービスの内容と見込量.....	36
3 地域生活支援事業（市町村事業）.....	38
4 児童福祉法に基づくサービスの内容と見込量.....	39
5 サービス提供の考え方.....	40
第6章 計画の推進に向けて.....	43
1 適切な障害支援区分認定の実施.....	43
2 低所得者に配慮した利用者負担の仕組みと軽減措置.....	44
3 計画の推進体制.....	44
資料編.....	47
俱知安町障害者施策推進協議会条例.....	47



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「ともに生きる自立支援の社会づくり」を基本理念として、平成30年3月に「第3次俱知安町障がい者計画」「俱知安町第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」）の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成23年に改正された障害者基本法では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約では障がいのある人に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月から施行されているほか、平成30年4月には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、新たな障がい福祉サービスの創設や障がい児に向けたサービス提供体制の充実が進められてきました。

これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国際連合の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた国際協力等が一層強化されることが期待されます。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、新たな法律に対応するよう国や道の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

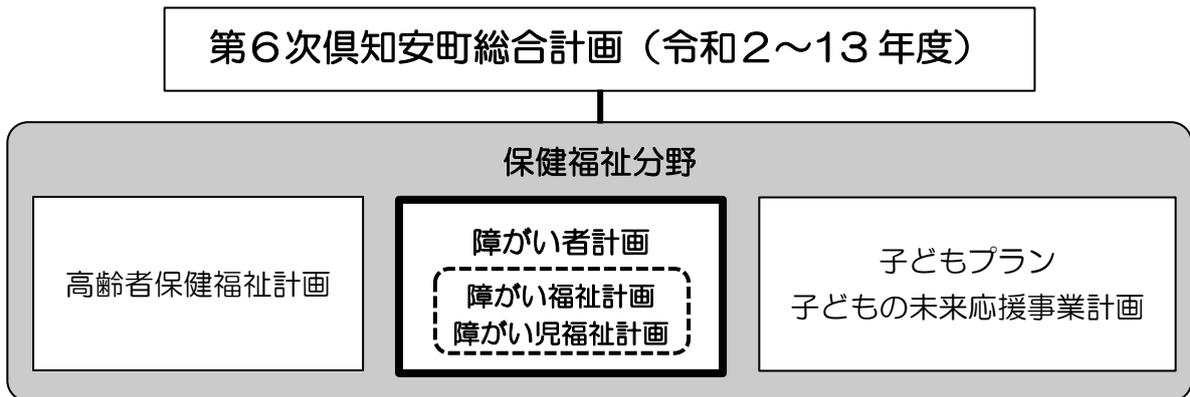
これらを踏まえ、「俱知安町第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画」が令和2年度末で計画期間を終了することから、国の基本方針等を反映した「俱知安町第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

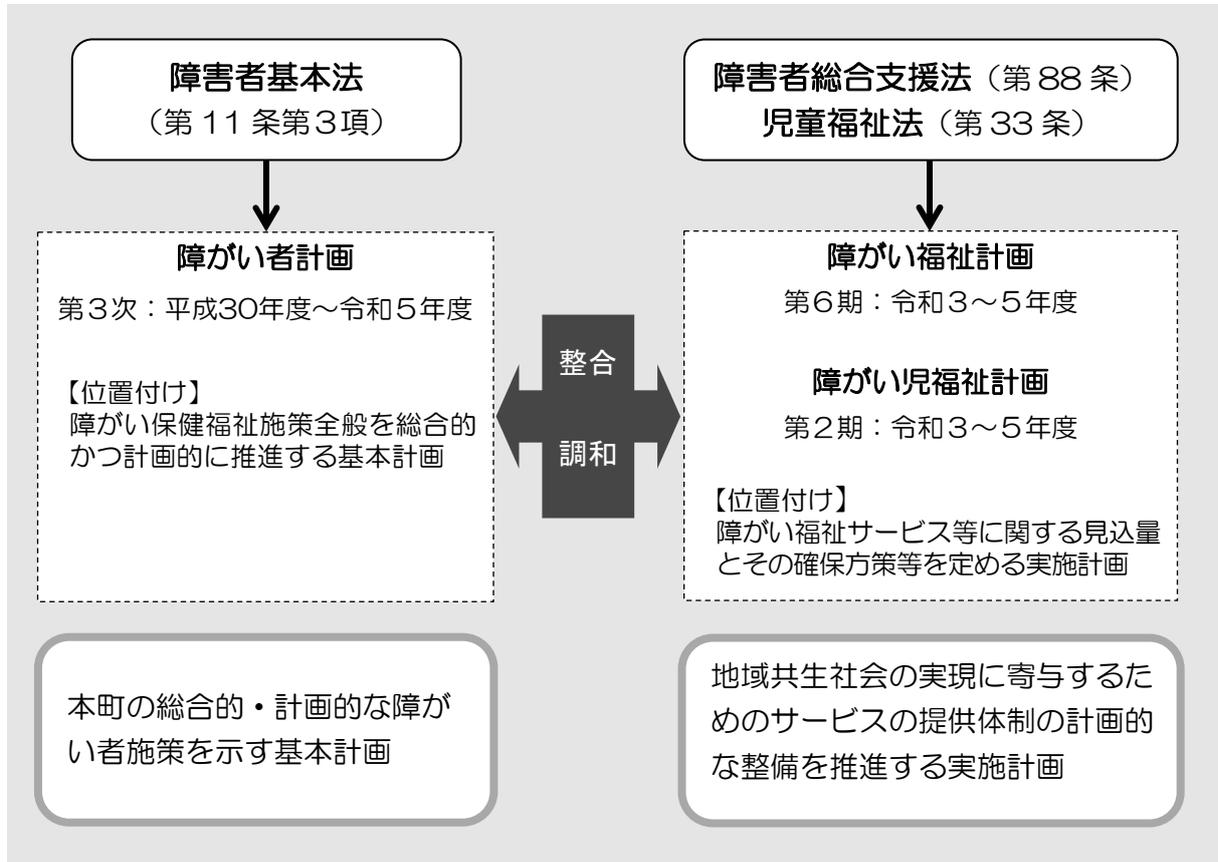
この計画は、「第6次倶知安町総合計画」を最上位計画とし、本町における障がい福祉サービスの見込量とサービス提供体制の確保の方策等について定めるものです。

なお、計画策定にあたっては、障がい者施策に関する基本的な計画である「第3次障がい者計画」の基本方針を継承するとともに、関連する保健福祉分野の計画との整合性と調和に配慮しています。

### ■ 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の位置付け



### ■ 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の関係



### 3 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■ 「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対象期間

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障がい者計画		第3次障がい者計画					第4次障がい者計画					
障がい福祉計画	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画			
障がい児福祉計画	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		第4期障がい児福祉計画			

### 4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

### 5 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、俱知安町福祉医療課が施策の動向及び障がい福祉サービスの利用状況等を踏まえ、原案を作成しました。

また、直接、障がい者等の声を聴き、支援に携わる関係機関の専門家及び学識経験者からなる俱知安町障害者施策推進協議会の意見をもとに、より実効性のある計画とすべく検討を重ねました。

## 6 障がいをめぐる制度改正等の状況

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

### ■近年の法改正の主な流れ

- 障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）
- 障害者総合支援法の施行（平成26年4月全面施行）
  - ・ 応能負担の明確化
  - ・ 障がい者の定義及び障害支援区分の見直し
  - ・ 相談支援の充実
  - ・ 障がい児支援強化など
- 難病患者に対する医療等に関する法律（難病法）の施行（平成27年1月施行）
  - ・ 指定難病に対する医療費の助成
  - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
- 障害者差別解消法の施行（平成28年4月施行）
  - ・ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止
  - ・ 合理的配慮の提供
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年8月施行）
  - ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
  - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月施行）
  - ・ 自立生活援助の創設
  - ・ 就労定着支援の創設
  - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
  - ・ 医療的ケアを要する障がい児に対する支援（平成28年6月施行）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年4月1日施行）
  - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設
  - ・ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主を認定
  - ・ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化

## 7 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に定めるサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。

「自立支援給付」は、個々の障がいのある人の障害支援区分や勘案事項等を踏まえ個別に支給決定が行われる「介護給付」「訓練等給付」等があります。また、「地域生活支援事業」は市町村の創意工夫によって利用者の実情に応じて柔軟に実施されます。

サービスを利用する際は、利用者一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、これに基づいてサービスが提供されます。

### ■障がいのある人を対象としたサービスの概要



## 第2章 障がい者等の状況

### 1 障がい者等の状況

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成27年の906人から減少傾向が続いており、令和2年は829人となっています。

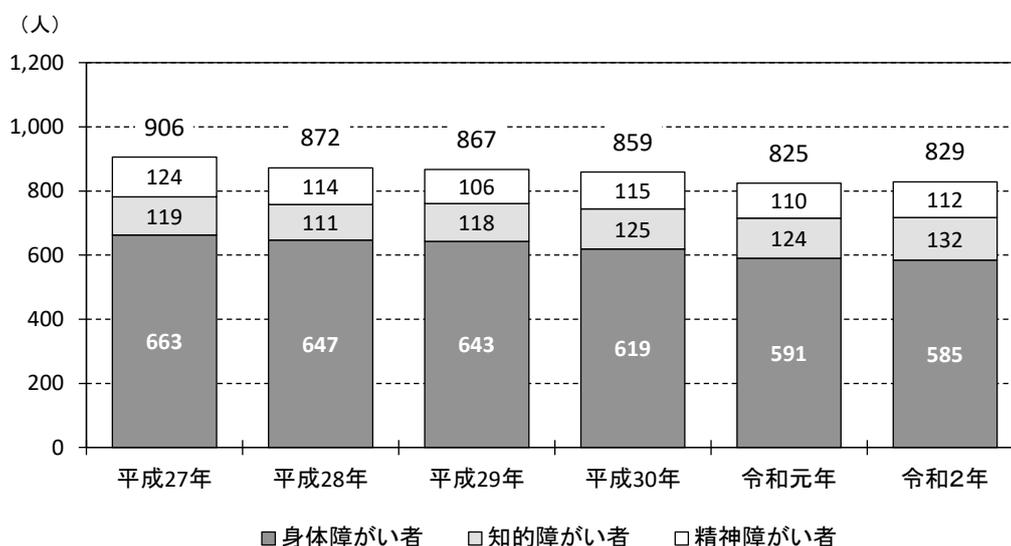
障がい種類別の推移をみると、身体障がい者は平成27年から減少傾向が続いていますが、知的障がい者は平成28年から増加傾向、精神障がい者は平成28年からおおむね横ばいに推移しています。

#### ■障がい者等の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
合 計	906	872	867	859	825	829
身体障がい者	663	647	643	619	591	585
18歳未満	6	6	7	7	8	9
18歳以上	657	641	636	612	583	576
知的障がい者	119	111	118	125	124	132
18歳未満	24	24	24	24	24	29
18～64歳	79	75	79	83	84	86
65歳以上	16	12	15	18	16	17
精神障がい者	124	114	106	115	110	112
18～64歳	104	96	88	93	88	73
65歳以上	20	18	18	22	22	39

※各年4月1日現在

※資料：障害者手帳所持者数（俱知安町福祉医療課）



## (2)身体障がい者の状況

### ①部位別の推移

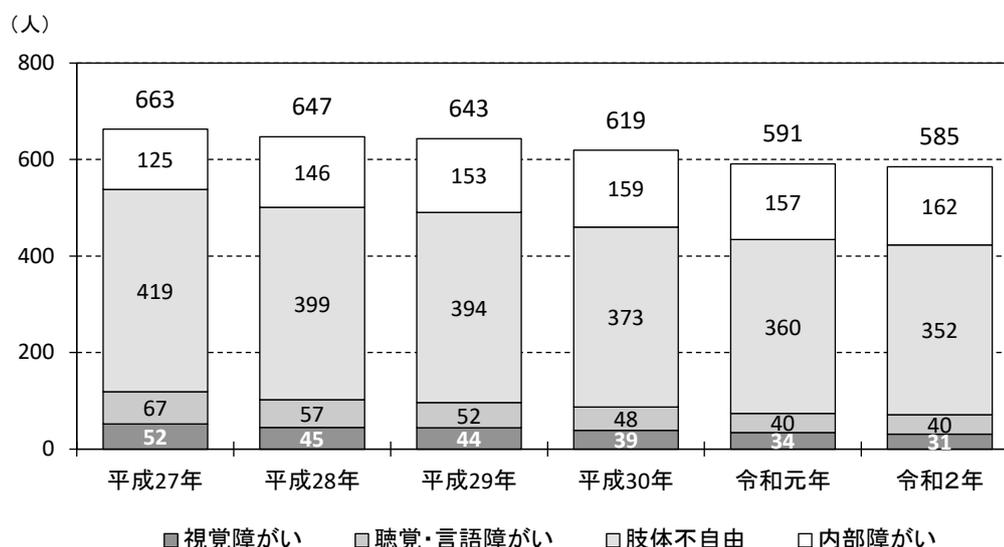
身体障害者手帳所持者数を部位別で見ると、肢体不自由が約60%で大きな割合を占めています。

部位別の人数はおおむね減少傾向となっていますが、内部障がいは平成27年から増加傾向にあり、令和2年は162人となっています。

■身体障害者手帳所持者（部位別）の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
視覚障がい	52 (7.8)	45 (7.0)	44 (6.8)	39 (6.3)	34 (5.8)	31 (5.3)
聴覚・言語障がい	67 (10.1)	57 (8.8)	52 (8.1)	48 (7.8)	40 (6.8)	40 (6.8)
肢体不自由	419 (63.2)	399 (61.7)	394 (61.3)	373 (60.3)	360 (60.9)	352 (60.2)
内部障がい	125 (18.9)	146 (22.6)	153 (23.8)	159 (25.7)	157 (26.6)	162 (27.7)
総 数	663 (100.0)	647 (100.0)	643 (100.0)	619 (100.0)	591 (100.0)	585 (100.0)

※各年4月1日現在、カッコ内は構成比（%）  
※資料：障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



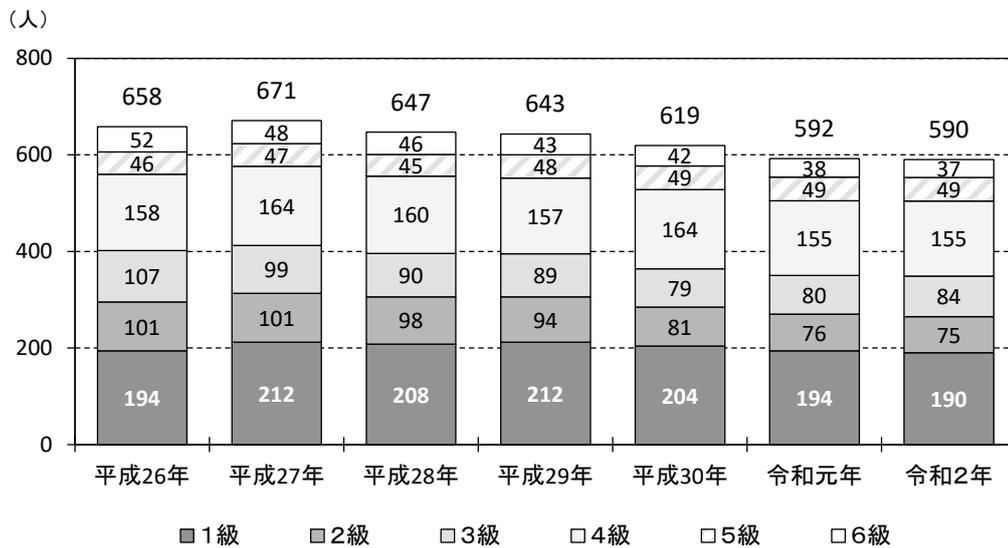
## ②等級別の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別で見ると、「1級」が最も多く、令和2年は190人で全体の32.2%を占めています。

■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1 級	212 (31.6)	208 (32.1)	212 (33.0)	204 (33.0)	194 (32.8)	190 (32.2)
2 級	101 (15.1)	98 (15.1)	94 (14.6)	81 (13.1)	76 (12.8)	75 (12.7)
3 級	99 (14.8)	90 (13.9)	89 (13.8)	79 (12.8)	80 (13.5)	84 (14.2)
4 級	164 (24.4)	160 (24.7)	157 (24.4)	164 (26.5)	155 (26.2)	155 (26.3)
5 級	47 (7.0)	45 (7.0)	48 (7.5)	49 (7.9)	49 (8.3)	49 (8.3)
6 級	48 (7.2)	46 (7.1)	43 (6.7)	42 (6.8)	38 (6.4)	37 (6.3)
総 数	671 (100.0)	647 (100.0)	643 (100.0)	619 (100.0)	592 (100.0)	590 (100.0)

※各年4月1日現在、カッコ内は構成比（%）  
※資料：障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



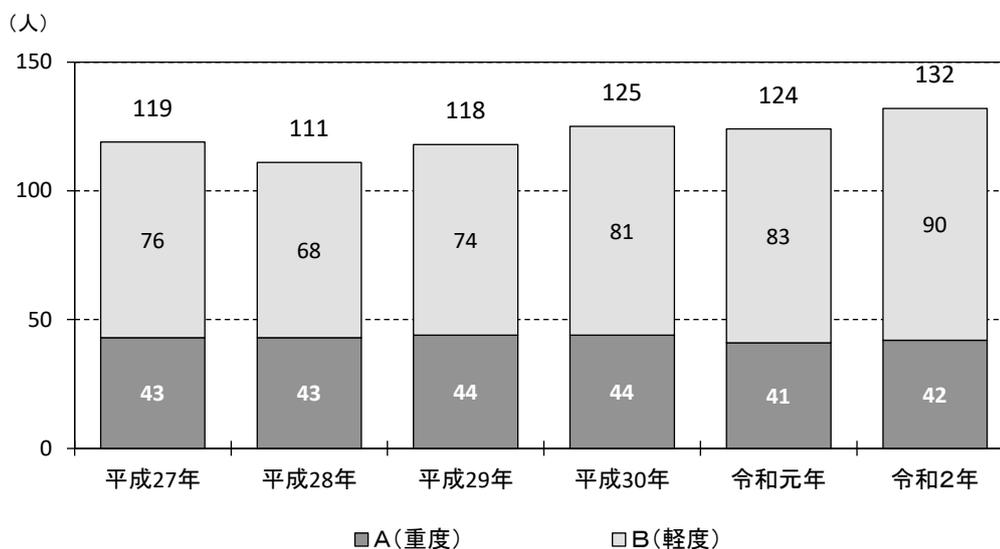
### (3)知的障がい者の状況

療育手帳所持者を程度別で見ると、A（重度）はおおむね横ばいに推移していますが、B（軽度）は平成28年から増加しており、令和2年は90人となっています。

■療育手帳所持者（程度別）の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
A（重度）	43 (36.1)	43 (38.7)	44 (37.3)	44 (35.2)	41 (33.1)	42 (31.8)
B（軽度）	76 (63.9)	68 (61.3)	74 (62.7)	81 (64.8)	83 (66.9)	90 (68.2)
総 数	119 (100.0)	111 (100.0)	118 (100.0)	125 (100.0)	124 (100.0)	132 (100.0)

※各年4月1日現在、カッコ内は構成比（%）  
※資料：障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



#### (4)精神障がい者の状況

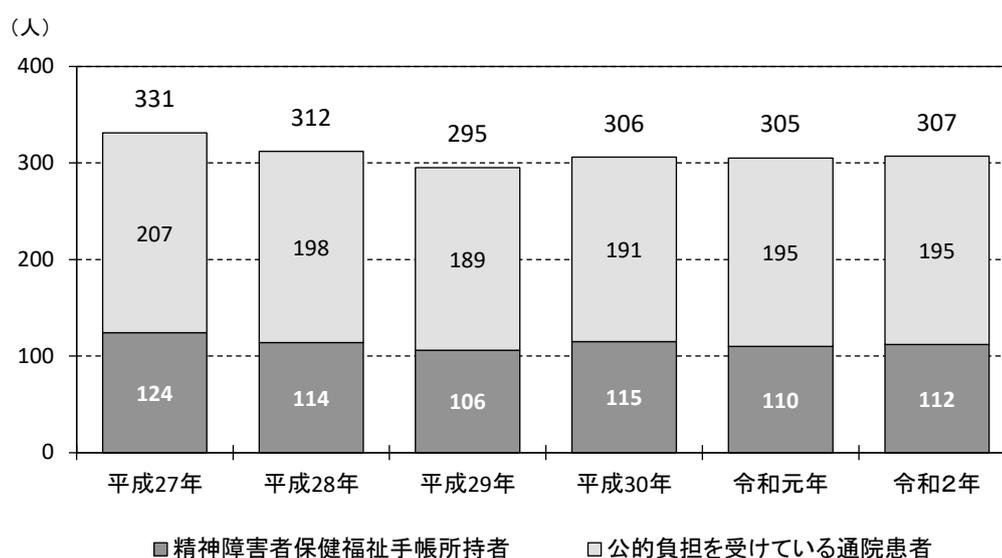
精神障害者保健福祉手帳所持者数及び公的負担を受けている通院患者数は平成28年からおおむね横ばいに推移しています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
精神障害者保健福祉手帳所持者	124	114	106	115	110	112
公的負担を受けている通院患者	207	198	189	191	195	195

※各年4月1日現在

※資料：障害者手帳所持者数（倶知安町福祉医療課）



## **(5)発達障がい**

---

発達障がいとは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と定義されており、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において精神障がいに含むことが明記されました。また、発達障がいについては、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境によって症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

## **(6)高次脳機能障がい**

---

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故等による頭部へのケガにより、脳を損傷した後遺障害としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをいいます。発症・受傷原因、年齢、障がいの状況などで利用できる制度やサービスが異なるため、どのように制度を活用していくのか、支援者が正しい知識を持って支援にあたることが重要になります。

なお、高次脳機能障がいは、行政的な診断基準では「器質性精神障害」として精神障がいに位置付けられており、発達障がいと同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていないのが実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

## (7)難病

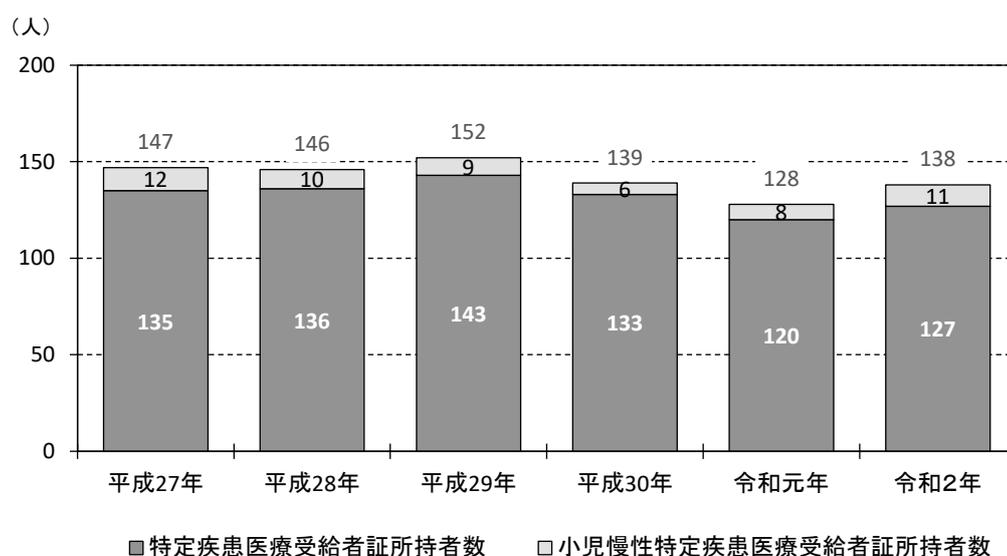
難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

### ■特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
特定疾患医療受給者証所持者数	135	136	143	133	120	127
小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数	12	10	9	6	8	11

※各年4月1日現在  
※資料：俱知安保健所



## (8)特別保育及び特別支援学級等の状況

特別支援学級等の状況は次のとおりです。

### ■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移（単位：人）

区 分		平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
小学校	施設数	5	5	5	5	5	5
	学級数	14	13	13	12	13	14
	児童数	22	19	24	23	31	30
中学校	施設数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	4	3	3	3	4
	生徒数	12	12	7	7	10	14

※各年5月1日現在

※資料：倶知安町教育委員会

### ■倶知安町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
小樽聾学校	0	0	0	0	0	0
北海道高等聾学校	0	0	0	0	0	0
余市養護学校	1	1	2	2	4	4
余市養護学校 しりべし学園分校	0	0	0	0	0	0
札幌養護学校	0	1	2	2	2	1
小樽高等支援学校	0	2	2	3	3	3
札幌視覚支援学校	0	0	0	1	1	1

※各年5月1日現在

※資料：倶知安町教育委員会

### ■特別支援教育支援員の配置状況の推移（単位：人）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
小 学 校	8	10	10	10	13	11
中 学 校	2	2	2	2	2	2

※各年5月1日現在

※資料：倶知安町教育委員会

## 2 障がい者等を取り巻く環境

### (1) 公共施設のバリアフリー化

町内の公共施設におけるバリアフリー化の状況は次のとおりです。

#### ■ 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用 駐車場	スロープ (出入り口)	車椅子	障がい者 対応トイレ	エレベーター	手すり (階段)
役場	○	○	×	○	×	×
文化福祉センター	×	×	×	×	×	×
世代交流センター 学校給食センター	×	×	×	×	×	×
絵本館	×	△	×	×	×	○
保健福祉会館	×	△	○	○	×	○
倶知安保育所ぬくぬく	○	○	×	○	—	—
総合体育館	×	○	○	○	×	×
小川原脩記念美術館	○	—	○	○	×	×
倶知安風土館	○	○	○	○	○	○
雪んこ館	×	○	×	○	×	○
町営プール	×	○	×	○	×	×
サンスポーツランド	×	○	×	○	×	×
倶知安斎場	○	—	×	○	×	×
北・南児童館	×	×	×	×	×	×
後志労働福祉センター	×	○	×	×	×	×
倶知安郵便局	×	○	×	△	×	×
倶知安小学校	×	○	○	○	×	×
北陽小学校	○	○	○	○	○	×
東・西小学校、樺山分校	×	×	×	×	×	×
倶知安中学校	×	○	○	○	○	×

※凡例 ○：障がい者対応、×：対応、△：一部対応ないし他の代替手段あり、—：施設・高低差なし  
※令和2年4月1日現在

# 第3章 前期計画の実施状況

## 1 令和2年度における数値目標の達成状況

### (1)障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	備考
平成28年度末時点の施設入所者数	—	35人	平成28年度末時点の施設入所者数。
令和2年度末の地域生活移行者数	2人	0人	令和2年度末までに施設からグループホームや一般住宅等に移行した者の数。
令和2年度末における施設入所者数	34人	29人	令和2年度末時点での施設入所者数。
施設入所者数の削減数	1人	6人	令和2年度末時点での施設入所者の削減数。

### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績	備考
令和2年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	自立支援協議会で協議中	令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。)

### (3)地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績	備考
令和2年度末の地域生活支援拠点等の整備	1箇所	検討中	令和2年度末までに、市町村又は圏域に少なくとも一つを整備する。

#### (4)障がい福祉施設から一般就労への移行目標

##### ①一般就労移行者数

項目	目標	実績	備考
令和2年度の一般就労への移行者数	2人	0人	就労移行支援事業等を通じて、令和2年度において一般就労した者の数。

##### ②就労移行支援事業の利用者数

項目	目標	実績	備考
令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	3人	2人	令和2年度末における就労移行支援事業利用者数。

##### ③就労定着支援による職場定着率

項目	目標	実績	備考
各年度における就労定着支援事業による支援開始から一年後の職場定着率	80%	利用者なし	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率。

#### (5)障がい児支援の提供体制の整備等

##### ①児童発達支援センターの設置数

項目	目標	実績	備考
令和2年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	1箇所	令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。)

##### ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	目標	実績	備考
令和2年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築数	1箇所	0箇所	令和2年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ③重症心身障がい児を支援する体制の整備

項目	目標	実績	備考
令和2年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	1箇所	0箇所	令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。)

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標	実績	備考
平成30年度末の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	1箇所	0箇所	平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。)

## 2 障がい福祉サービスの提供実績

### (1) 訪問系サービス

#### ■ 訪問系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーサービスの支給が必要とされた人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

#### ■ 訪問系サービスの提供実績

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	計画	利用時間数 (時間/月)	15	15	15
		利用者数 (人)	25	25	25
	実績	利用時間数 (時間/月)	7	6	6
		利用者数 (人)	18	19	16

※表中の利用時間数は平均的な一人あたり利用量

### (2) 日中活動系サービス

#### ■ 日中活動系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

サービス名称	サービスの概要
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所（福祉型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある人・障がい児に、障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
短期入所（医療型）	病院、診療所等において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

#### ■ 日中活動系サービスの提供実績

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	計画	利用者数 (人)	6	7	7
	実績 (見込み)		6	6	5
生活介護	計画	利用者数 (人)	30	35	35
		利用量 (人日/月)	600	700	700
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	29	30	33
		利用量 (人日/月)	602	635	668
自立訓練（機能訓練）	計画	利用者数 (人)	1	1	1
		利用量 (人日/月)	20	20	20
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練（生活訓練）	計画	利用者数 （人）	2	2	2
		利用量 （人日/月）	40	40	40
	実績 （見込み）	利用者数 （人）	4	5	1
		利用量 （人日/月）	75	60	7
宿泊型自立訓練	計画	利用者数 （人）	1	1	1
		利用量 （人日/月）	30	30	30
	実績 （見込み）	利用者数 （人）	2	3	3
		利用量 （人日/月）	43	83	35
就労移行支援	計画	利用者数 （人）	5	5	5
		利用量 （人日/月）	75	75	75
	実績 （見込み）	利用者数 （人）	1	3	3
		利用量 （人日/月）	1	46	41
就労継続支援（A型）	計画	利用者数 （人）	5	5	5
		利用量 （人日/月）	75	75	75
	実績 （見込み）	利用者数 （人）	1	1	4
		利用量 （人日/月）	20	21	61
就労継続支援（B型）	計画	利用者数 （人）	80	85	90
		利用量 （人日/月）	1,200	1,275	1,350
	実績 （見込み）	利用者数 （人）	74	75	65
		利用量 （人日/月）	1,101	1,052	1,059
就労定着支援	計画	利用者数 （人）	3	3	3
	実績 （見込み）	利用量 （人日/月）	0	0	0
短期入所（福祉型）	計画	利用者数 （人）	7	7	7
		利用量 （人日/月）	70	70	70
	実績 （見込み）	利用者数 （人）	6	5	4
		利用量 （人日/月）	46	35	29

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所（医療型）	計画	利用者数（人）	1	1	1
		利用量（人日/月）	10	10	10
	実績（見込み）	利用者数（人）	1	1	0
		利用量（人日/月）	3	2	0

### (3)居住系サービス

#### ■居住系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービス提供も行います。
施設入所支援	常時介護を要する障がい者に対し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### ■居住系サービスの提供実績

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	計画	利用者数（人）	1	1	1
	実績（見込み）		0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	計画		25	25	25
	実績（見込み）		22	23	23
施設入所支援	計画		30	30	30
	実績（見込み）		27	28	29

## (4)相談支援

### ■相談支援の概要

サービス名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

### ■相談支援の提供実績

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画	利用者数 (人)	150	150	150
	実績 (見込み)		219	241	200
地域移行支援	計画		1	1	1
	実績 (見込み)		0	0	0
地域定着支援	計画		1	1	1
	実績 (見込み)		12	8	0

### 3 地域生活支援事業の提供実績

#### ■地域生活支援事業の概要

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がいのある人）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

■地域生活支援事業の提供実績

事業名	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施有無	未実施	未実施	実施
	実績 (見込み)		未実施	未実施	未実施
自発的活動支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	実施
	実績 (見込み)		未実施	未実施	未実施
相談支援事業			—		
障害者相談支援事業	計画	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	実績 (見込み)		1	1	1
基幹相談支援センター	計画	設置有無	設置	設置	設置
	実績 (見込み)		設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能 強化事業	計画	実施有無	実施	実施	実施
	実績 (見込み)		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	計画	実施有無	未実施	未実施	未実施
	実績 (見込み)		未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	計画	実利用者数 (人)	1	1	1
	実績 (見込み)		3	3	6
成年後見制度法人後見支援事業	計画	実施有無	実施	実施	実施
	実績 (見込み)		未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業			—		
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	計画	実利用者数 (人)	3	3	3
	実績 (見込み)		2	2	2
手話通訳者設置事業	計画	設置者数 (人)	0	0	0
	実績 (見込み)		0	0	0
日常生活用具給付等事業			—		
介護・訓練支援用具	計画	給付件数 (件)	1	1	1
	実績 (見込み)		0	3	0
自立生活支援用具	計画		3	3	3
	実績 (見込み)		0	3	0
在宅療養等支援用具	計画		2	2	2
	実績 (見込み)		0	3	0

事業名	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日常生活用具給付等事業			—		
情報・意思疎通支援用具	計画	給付件数 (件)	1	1	1
	実績 (見込み)		1	4	2
排泄管理支援用具	計画		400	400	400
	実績 (見込み)		416	406	400
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	計画		1	1	1
	実績 (見込み)		0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	計画	登録者数 (人)	15	15	15
	実績 (見込み)		0	0	0
移動支援事業	計画	実利用者数 (人)	25	27	30
		利用量 (時間/年)	750	810	900
	実績 (見込み)	実利用者数 (人)	25	18	26
		利用量 (時間/年)	649	574	500
地域活動支援センター事業 (自市町村所在分)	計画	箇所数 (箇所)	1	1	1
		実利用者数 (人)	15	15	15
	実績 (見込み)	箇所数 (箇所)	1	1	1
		実利用者数 (人)	11	12	13
地域活動支援センター事業 (他市町村所在分)	計画	箇所数 (箇所)	0	0	0
		実利用者数 (人)	0	0	0
	実績 (見込み)	箇所数 (箇所)	0	0	0
		実利用者数 (人)	0	0	0

## 4 障がい児支援サービスの提供実績

### (1) 障害児通所支援

#### ■ 障害児通所支援の概要

サービス名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がいのある子どもの自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

#### ■ 障害児通所支援の提供実績

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画	利用者数 (人)	26	28	30
		利用量 (人日/月)	78	84	90
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	29	22	14
		利用量 (人日/月)	67	50	29
医療型児童発達支援	計画	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	利用者数 (人)	35	40	45
		利用量 (人日/月)	105	120	135
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	31	36	43
		利用量 (人日/月)	167	153	159

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等訪問支援	計画	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	計画	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0
	実績 (見込み)	利用者数 (人)	0	0	0
		利用量 (人日/月)	0	0	0

## (2)障害児相談支援

### ■障害児相談支援の概要

サービス名称	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

### ■障害児相談支援の提供実績

サービス種別	計画/実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	計画	利用者数 (人)	30	35	40
	実績 (見込み)		31	26	20

## 5 前期計画のふりかえり

---

### (1) 居住系サービス

---

- 令和2年3月末現在におけるグループホーム（3事業所）の定員の総数は52人となっており、グループホームの稼働率はいずれの事業所も90%を超える見込みです。
- 空き家を含め、町内における住居の確保が難しい状況にあり、グループホームの不足に対応しきれていないのが現状です。

### (2) 日中活動系サービス

---

- 令和2年度は3人が就労移行支援事業を利用しましたが、令和2年度中に一般就労へ移行した人数はいませんでした。
- 就労継続支援（A型）の利用実績は、平成30年度、令和元年度ともに1人でしたが、令和2年度は4人が利用しています。また、就労継続支援（B型）の利用実績は、令和元年度は75人でしたが、令和2年度は65人と減少しています。
- 令和2年6月1日時点の役場における障がい者の雇用率は2.85%で法定雇用率の2.5%を上回っています。

### (3) 相談支援

---

- 羊蹄山ろく相談支援センターを中心として、福祉事業所と連携を図りながら相談支援を実施しています。
- 相談窓口一本化は実施していませんが、主に保健福祉会館及び羊蹄山ろく相談支援センターの2箇所ですべて相談を受け付け、相談内容に応じて担当部署へとつなぐ仕組みとしています。

### (4) 障がい児支援サービス

---

- 羊蹄山ろく児童デイサービスセンターとの連携により、地域療育の充実に努めてきました。
- 発達に心配のある児については、保健師、医療機関、発達支援センター、保育所、幼稚園、学校、教育委員会等の関係機関の間で、保護者も交えながら連携を図り、必要な支援を行って来ました。

### (5) 地域生活支援事業

---

- 社会福祉協議会により成年後見制度利用支援事業を実施し、令和2年度に6名が制度を利用しました。
- 福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理など、日常生活自立支援事業の業務の一部を平成27年度より社会福祉協議会が実施しています。
- 行動援護を含めその人の障がいの特性に合わせたサービスを提供できていますが、職員確保の厳しさから新規の受け入れが困難になりつつあります。
- 北海道ろうあ連盟と派遣契約を結び、聴覚障がいを持つ方へのコミュニケーション支援に努めてきました。

# 第4章 第6期計画の基本的な方向

## 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本理念

平成30年3月に策定した「第3次倶知安町障がい者計画」では、「ともに生きる自立支援の社会づくり」を基本理念に、「障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会」及び「障害のある人が自立できる社会」の実現をめざしています。

この計画においても、「第3次倶知安町障がい者計画」の基本理念を共有し、障がい者等の自己決定・自己選択を尊重し、障がい福祉サービス等の提供と提供体制の確保や推進を図り、希望する全ての障がい者等が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

## 2 基本的な方向等

「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」の策定にあたっては、国の基本方針、第6期北海道障がい福祉計画、本町におけるこれまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次の基本的理念を掲げるとともに、障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、それぞれの計画において数値目標を設定し、計画的な整備に努めます。

### (1) 基本的理念

#### ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ自立した暮らしと社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

#### ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等並びに障がい児とし、必要な障がい福祉サービスを身近なところで利用できるよう、町が主体となって提供基盤の充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

#### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の充実に努めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組、さらに専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が連携して包括的な支援体制の構築を進めます。

#### ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## (2)施策方針

---

### ①障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、この計画の方向性を踏まえ、次の点に配慮して計画的な整備を進めます。

#### 1)サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がい者等のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、障がい福祉サービスの確保に努めます。

#### 2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に向けた検討を進めます。

#### 3)障がい者就労の促進(障がい福祉施設から一般就労への移行)

障がいのある全ての人が、障がいの軽重にかかわらず社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

#### 4)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を進めるため、地域での居住の場となるグループホームの充実と努めるとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスやその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点の整備に向けた検討を進めます。

## ②相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「障害者自立支援協議会」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

## ③サービスの質の向上に関する基本的考え方

近年の障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組を推進します。

## ④障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子どもとその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの整備を進めるとともに、障害児通所支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

### 3 成果目標

障がいのある人の自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため令和5年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

#### (1)福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度末の施設入所者数（A）	28人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度までの地域生活移行者数（B）	2人	（A）のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和5年度までの削減見込（C）	1人	（A）のうち1.6%以上削減することを基本とする。

#### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数	1箇所	各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### (3)地域生活支援拠点等の整備

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度末の地域生活支援拠点等の整備	1箇所*	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

※広域による面的な整備を含め、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

##### ①福祉施設から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.27倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## ②就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.30倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## ③就労継続支援事業(A型)から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	0人	（A）の1.26倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## ④就労継続支援事業(B型)から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和元年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数（B）	0人	（A）の1.23倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

### ①障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和5年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
	令和5年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	1箇所	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

### ②主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0箇所	0箇所	1箇所
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0箇所	0箇所	1箇所

### ③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	未設置	未設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

## (6)障がい児支援の提供体制の整備等

### ①総合的・専門的な相談支援

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有

### ②地域の相談支援体制の強化

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	6回

## (7)障がい福祉サービスの質の向上のための取組

項 目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加人数	1人	1人	1人

# 第5章 第6期計画のサービスの見込量等

## 1 指定障害福祉サービス・児童福祉法に基づくサービスの体系

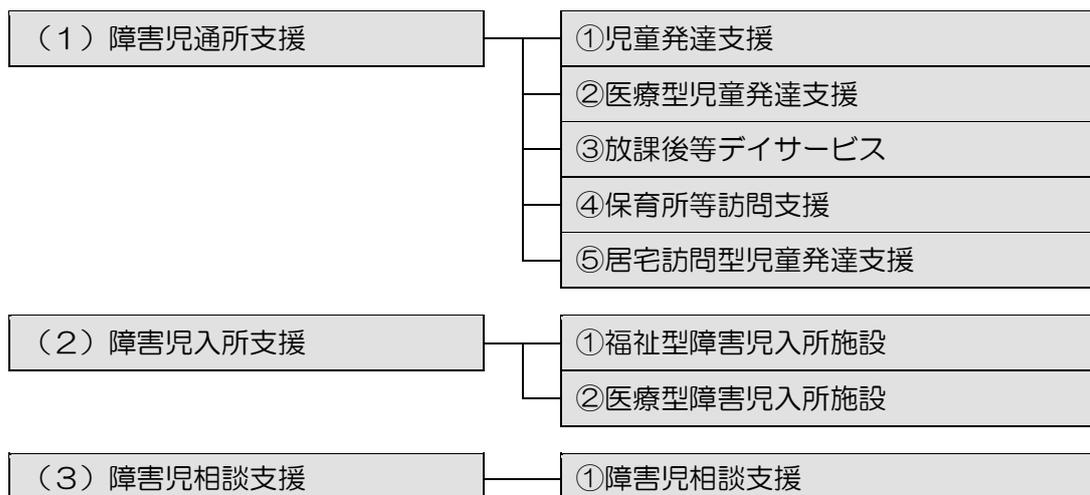
本町では、成果目標の実現に向けて、令和3年度から令和5年度の各年度における指定障害福祉サービス及び相談支援の各サービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

### ■指定障害福祉サービスの体系



■児童福祉法に基づくサービスの体系



## 2 障がい福祉サービスの内容と見込量

### (1)訪問系サービス

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	6	6	6
	利用者数 (人)	16	16	16

※表中の利用時間数は平均的な一人あたり利用量

### (2)日中活動系サービス

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数 (人)	6	6	7
生活介護	利用者数 (人)	33	33	33
	利用量 (人日/月)	680	680	680
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	1	1	1
	利用量 (人日/月)	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	5	5	5
	利用量 (人日/月)	85	85	85
宿泊型自立訓練	利用者数 (人)	2	2	2
	利用量 (人日/月)	62	62	62

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数（人）	3	3	3
	利用量（人日／月）	45	45	45
就労継続支援（A型）	利用者数（人）	5	5	5
	利用量（人日／月）	75	75	75
就労継続支援（B型）	利用者数（人）	76	76	76
	利用量（人日／月）	1,135	1,135	1,135
就労定着支援	利用者数（人）	0	0	0
短期入所（福祉型）	利用者数（人）	7	7	7
	利用量（人日／月）	90	90	90
短期入所（医療型）	利用者数（人）	1	1	1
	利用量（人日／月）	15	15	15

### (3)居住系サービス

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数（人）	0	0	0
共同生活援助		22	23	23
施設入所支援		29	28	27

### (4)相談支援

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数（人）	210	220	230
地域移行支援		1	1	1
地域定着支援		1	1	1

### 3 地域生活支援事業(市町村事業)

#### (1) 必須事業

##### 【サービス見込量】

事業種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	未実施	未実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	実施
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	4	5	5
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	2	2	2
②手話通訳者設置事業	実利用者数(人)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数(件)	2	2	2
②自立生活支援用具		1	1	1
③在宅療養等支援用具		2	2	2
④情報・意思疎通支援用具		2	2	2
⑤排泄管理支援用具		410	422	434
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)		1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	1	1	1
(9) 移動支援事業	実利用者数(人)	26	28	30
	利用時間数(時間)	650	700	750
(10) 地域活動支援センター事業				
①自市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数(人)	15	15	15
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

## (2)任意事業

### 【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
更生訓練費給付事業	施設に入所又は通所し、社会復帰の訓練を受けている障がい者に対し、更生訓練費を支給します。
ボランティア活動支援事業	精神障がい者に対するボランティア活動を支援します。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。
自動車改造費助成事業	障がい者が、自ら運転し通勤・通学・通院等をするための自動車を改造する費用を助成します。

## 4 児童福祉法に基づくサービスの内容と見込量

### (1)障害児通所支援

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	25	27	27
	利用量(人日/月)	75	80	80
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数(人)	51	56	61
	利用量(人日/月)	204	224	244
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

### (2)障害児相談支援

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数(人)	35	37	39

## 5 サービス提供の考え方

### (1) サービス提供事業者

#### ● 居宅サービス事業所

サービス内容	事業所名	備考（所在地）
居宅介護	倶知安町社会福祉協議会	倶知安町
居宅介護、移動支援	倶知安居宅介護ステーション つくしんぼ	倶知安町
	居宅サービスステーション あらた	倶知安町
行動援護、同行援護、 重度訪問介護	居宅サービスステーション あらた	倶知安町

#### ● 通所サービス事業所

サービス内容	事業所名	定員	備考（所在地）
自立訓練（生活訓練）	ワークステーション輝	6	倶知安町
就労移行支援	羊蹄セルブ	20	倶知安町
	障がい者就労支援事業所 ワークショップようてい	6	倶知安町
就労継続支援（B型）	羊蹄セルブ	20	倶知安町
	人と人をつなぐ 陽だまり	20	倶知安町
	障がい者就労支援事業所 ワークショップようてい	14	倶知安町
	ワークステーション輝	14	倶知安町
	愛和の里きもべつ（メープル）	15	倶知安町
児童発達支援	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	倶知安町
放課後等デイサービス	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	倶知安町
	児童ちゃれんじサポート さやえんどう	10	倶知安町

#### ● 相談支援事業所

サービス内容	事業所名	備考（所在地）
計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援、障害児相談支援	羊蹄山ろく相談支援センター	倶知安町

#### ● 地域活動支援センター

サービス内容	事業所名	定員	備考（所在地）
地域活動支援センター	地域活動支援センター「夢の匠」	10	倶知安町

●グループホーム

事業所名	住居名	定員	入居者数* (R3年3月末現在)
グループホーム よろこび	グループホームここに（精神）	4	20 (9) (90.9%)
	グループホームよろこび（精神）	6	
	グループホームまどか（精神）	4	
	グループホームえがお（精神）	4	
	グループホームしずく（精神）	4	
つくしホーム	そら・かぜ（共生型・身体・精神・知的）	10	18 (3) (90.0%)
	ゆめ（身体・精神・知的）	5	
	ほし（身体・精神・知的）	5	
くら～ず	あゆむ（知的）	4	14 (3) (100%)
	のぞみ（知的）	4	
	北斗(知的)	6	

※カッコ内は俱知安町支給決定者数と全体の稼働率

●福祉ホーム

サービス内容	事業所名	定数	入居者数 (R3年3月末現在)
福祉ホーム	羊蹄	10	9

●社会福祉生活支援施設ハウス

サービス内容	事業所名	定数	入居者数* (R3年3月末現在)
社会福祉生活支援施設ハウス	「和」なごみ	5	0

※職員配置の関係で現在は受け入れが難しい状況

## **(2)サービス量確保のための方策**

---

### **1)在宅生活支援サービス**

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、町内事業所や羊蹄山麓7町村による広域サービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

### **2)日中活動の場となるサービス**

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整の下、サービス提供を促進していきます。

### **3)生活の場となるサービス**

障がい者等の地域における生活の場を確保していくため、グループホームの充実が図られてきましたが、さらなる充実をめざし、運営法人等と協議・検討していきます。

施設入所支援については、広域的な調整の下、サービス提供を促進していきます。

### **4)障がい児支援サービス**

障害児通所支援については、サービス利用者への必要な情報提供等に努めるとともに、地域における身近な療育の場としてサービスの充実に努めます。

### **5)相談支援**

障害福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、羊蹄山麓7町村で連携し委託している指定特定相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

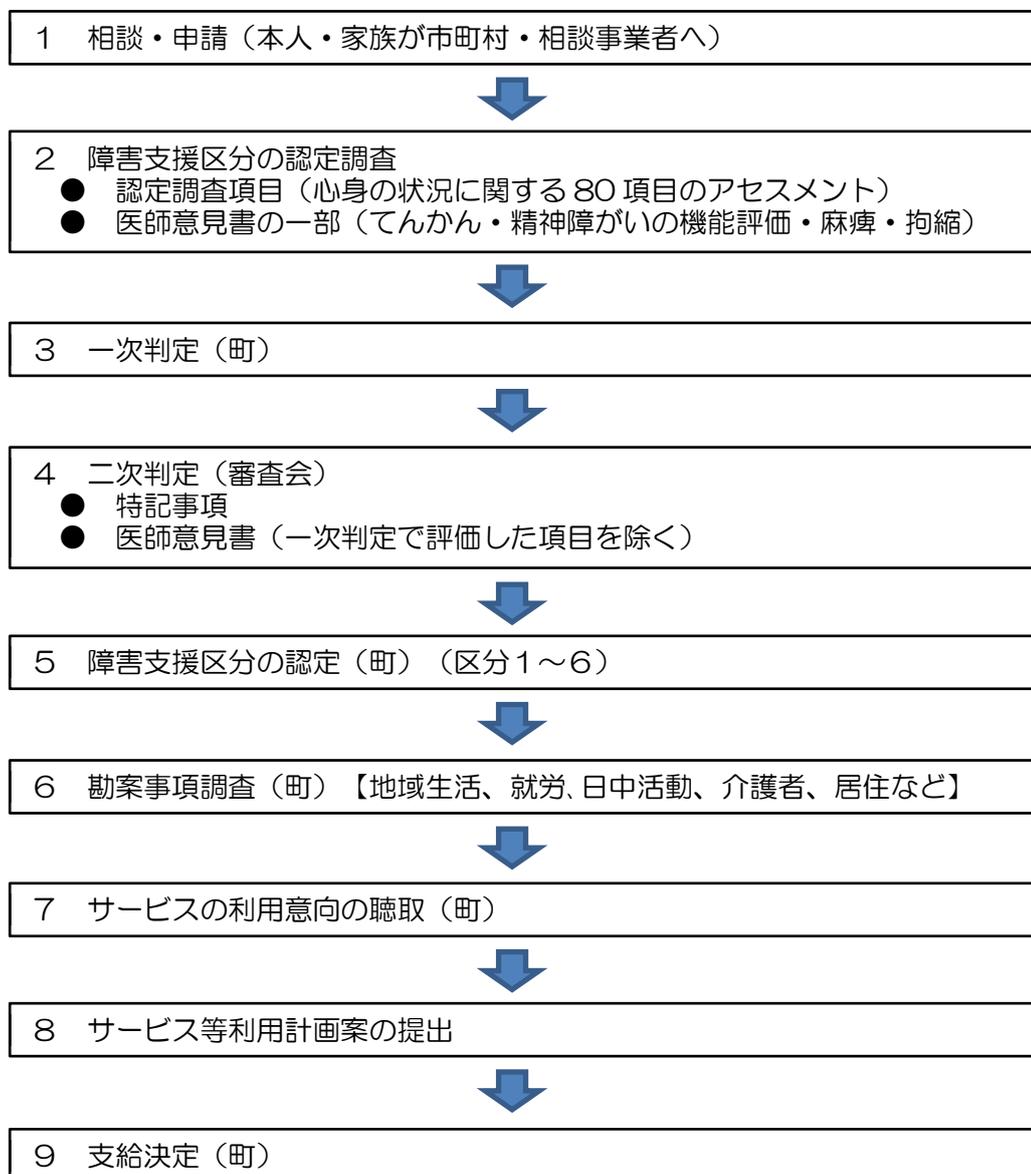
# 第6章 計画の推進に向けて

## 1 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受ける必要がありますが、18歳以上の方については、その前に、町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受ける仕組みになっています。

こうした仕組みについて、町内の障がいのある人や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がい者等のニーズに応じた支給決定に努めます。

申請から支給決定までの流れ（介護給付の場合）



## 2 低所得者に配慮した利用者負担の仕組みと軽減措置

---

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

利用者負担の上限は、利用者の世帯所得に応じて4区分の負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、一つの世帯で複数のサービス（例えば障がい福祉サービスと介護保険サービス）を利用している場合で、さらに利用負担額を超えた分の利用料が戻ってくる高額障害福祉サービス等給付費の制度があります。

合算の対象となるのは次のサービスです。

- 障がい福祉サービス
- 補装具費
- 介護保険サービス
- 障がい児支援サービス

こうした制度について、町内の障がい者等や家族等への十分な周知に努めます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合性や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

## 3 計画の推進体制

---

この計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、町民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く計画の周知を図り、行政と町民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また、この計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、この計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価並びに見直し等について、検討する必要があります。

### (1) 計画の普及・啓発

---

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、広報紙、ホームページ等による周知によりこの計画の普及を図るとともに、障がいや障がい者等についての正しい理解を啓発していきます。

### (2) 障がい者の意向・要望の把握

---

適宜、障がい者の意向・要望を最も適切な方法により把握し、障がい者施策を効果的、効率的に推進していきます。

### **(3)関係団体・関係機関の連携**

---

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力の下、計画の推進を図ります。

### **(4)広域連携による計画の推進**

---

現在、羊蹄山麓周辺7町村では広域連携の下に障がい者の施策事業を展開しています。NPO法人 MiMaTa が運営する地域活動支援センター「夢の匠」は、7町村の広域連携の下に本町が主体となって運営支援を行っており、今後、利用者の増加が見込まれます。

また、平成20年度から、相談支援事業について、羊蹄山麓7町村で連携し、より専門性の高い相談を行うため、法人へ事業委託を行っています。

今後も、広域連携が可能な障がい福祉サービスについては、障がい者の多様で専門性の高いニーズに応えることができるよう、羊蹄山ろく地域自立支援協議会の協議などにより、近隣市町村との連携をさらに充実し計画を推進していきます。

### **(5)広範囲な連携強化**

---

障がい者施策を推進するためには、役場と関係機関・団体、民間企業、町民、ボランティアなどが連携し、それぞれの立場で自主的に地域福祉活動に参加するよう働きかけます。

### **(6)計画の点検・推進体制(PDCAサイクルに沿った見直し)**

---

障害者支援法第88条の2において、「市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

このことから、この計画で定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行うことにより、支援体制整備の推進に努めます。また、中間評価の際には、自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。

### 【基本指針】

- 障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

#### 1 計画 (Plan)

- 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他活動方策等を定める。

#### 4 改善 (Action)

- 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を実施する。

#### 2 実行 (Do)

- 計画内容を踏まえ、事業を実施する。

#### 3 評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも一年に一回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
- 中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表する。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

## 俱知安町障害者施策推進協議会条例

昭和52年10月3日

条例第11号

(設置)

第1条 障害者(児)に関する施策の総合的推進を図り、もって障害者(児)の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として、障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、俱知安町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 法第36条第4項各号に規定する事項について、必要な調査、審議を行うこと。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定により町長が定める障害福祉計画(計画の変更を含む。)について、同条第9項の規定による意見の聴取に応じること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者(児)又は障害者(児)の福祉に関する事業に従事する者及び町の職員のうちから町長が任命する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(専門委員)

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、俱知安町において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月27日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月20日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

倶知安町

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

令和3年3月発行

発行 倶知安町

編集 倶知安町 福祉医療課

〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目

TEL 0136-23-0500

FAX 0136-21-2143